

## 高知大学地方創生人材育成基金奨学金規則

平成 27 年 9 月 29 日  
規 則 第 25 号

最終改正 令和 4 年 10 月 3 日規則第 53 号

(趣旨)

第 1 条 本規則は、高知大学地方創生人材育成基金規則第 5 条第 1 項第 1 号に規定する事業として、企業等（以下「寄附者」という。）から高知大学（以下「本学」という。）への寄附金に基づき設立された高知大学地方創生人材育成基金を原資とする「高知大学地方創生人材育成基金奨学金」（以下「奨学金」という。）に関し、同規則第 6 条に基づき、必要な事項を定める。

(申込資格)

第 2 条 奨学金の受給を申し込むことができる者は、本学の学部学生のうち、次の各号に掲げる事項をすべて満たした者とする。

- (1) 高知県の発展に貢献するため、卒業後高知県内で就労する強い意思のある者
- (2) 2 年生（医学部医学科は 4 年生）
- (3) 2 年生第 1 学期までの修得単位が 48 単位以上の者（医学部は進級判定に合格した者）
- (4) 2 年生第 1 学期（医学部医学科は 4 年生第 1 学期）までの GPA が 2.0 以上の者

2 奨学金は、他の奨学金の給付又は貸与を受けることを妨げない。ただし、他の奨学金が併給を認めていない場合には、奨学金の採用が決定した後、他の奨学金の辞退等必要な手続きを取るものとする。

(給付金額及び給付期間等)

第 3 条 給付金額は年額 40 万円とし、6 か月ごとに 20 万円を給付する。

- 2 給付期間は 3 年生（医学部医学科の学生の場合は 5 年生）当初から最長 2 年間とする。
- 3 給付対象者は、毎年度募集し、募集ごとに決定する。

(申込みの手続き)

第 4 条 奨学金の給付を希望する学生は、本学が実施する募集に基づき、次の各号に掲げる書類を学長に提出するものとする。

- (1) 高知大学地方創生人材育成基金奨学金申込書
- (2) 高知県内で就労することについて、身元保証人との連署による誓約書

- (3) 今後の抱負等を記載した書類
- (4) 高知大学が発行する成績証明書
- (5) 他の奨学金を受けている場合には、その詳細を説明した書類  
(選考会議)

第5条 奨学金の給付を受ける者(以下「奨学生」という。)の候補者の選考等を行うため、高知大学地方創生人材育成基金奨学金選考会議(以下「選考会議」という。)を置く。

2 選考会議は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 奨学生候補者の選考に関すること。
- (2) 奨学金の休止、停止、廃止及び返還に関すること。
- (3) その他奨学金及び奨学生に関すること。

3 選考会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教育を担当する副学長のうちから学長が指名する者 1人
- (2) 地域連携を担当する副学長のうちから学長が指名する者 1人
- (3) 学び創造センター学生支援部門長
- (4) 学務部長
- (5) 学生支援課長
- (6) その他議長が必要と認めた者

4 選考会議に議長を置き、前項第1号に掲げる委員をもって充てる。

5 議長は、選考会議を招集する。

6 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

7 選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

8 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(奨学生の決定)

第6条 奨学生の決定に当たっては、選考会議の議を経た後、寄附者に対し第4条に規定する書類を添えて奨学生候補者の報告を行った上で、学長が決定する。

2 学長は、前項に基づき奨学生の決定を行ったときは、申込者にその結果を通知するものとする。

(寄附者との意見交換)

第7条 奨学生は、在学中、年に2回程度寄附者との間で、意見交換を行うものとする。

(異動届・現況報告)

第8条 奨学生は、在学中、次の各号の一に該当する場合は、身元保証人と連署の上、直ちに学長に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学するとき。
- (2) 海外留学をするとき。
- (3) 本人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
- (4) 卒業後の就職先を決定したとき。
- (5) 大学院への進学その他の理由により、卒業後に高知県内で就労することができなくなったとき。

2 奨学生は、卒業後5年間、年に1回、就労状況等の現況を学長に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、状況を説明するために必要な書類を付して、直ちに学長に届け出なければならない。

- (1) 本人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
- (2) 本人の就労先に変更があったとき。

3 第1項及び第4条第2号に規定する身元保証人は、原則として、3親等内の親族とする。

(給付の休止等)

第9条 学長は、奨学生が休学したときは、選考会議の議を経て、奨学金の給付を休止することができる。

2 学長は、奨学生の学業又は性行などの状況により補導上必要があると認めたとき又は奨学生が前条第1項各号に規定する届け出の義務を果たさなかったときは、選考会議の議を経た上で、奨学金の給付を停止することができる。

(給付の復活)

第10条 学長は、前条の規定により奨学金の給付を休止又は停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、選考会議の議を経て、奨学金の給付を復活することができる。

(給付の廃止)

第11条 学長は、奨学生が次の各号の一に該当する場合は、選考会議の議を経た上で、奨学金の給付を廃止することができる。

- (1) 提出した書類に虚偽の記載があることが判明した場合

- (2) 学則第 20 条第 2 項に規定する懲戒処分を受けた場合
- (3) 転学、退学又は除籍となった場合
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があった場合  
(奨学金の辞退)

第 12 条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学金の返還)

第 13 条 学長は、奨学生が第 11 条の規定に基づき奨学金の給付を廃止されたとき又は前条の規定に基づき奨学金の辞退を申し出たときは、既に給付されている奨学金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(事務)

第 14 条 奨学金の事務は、関係各課室の協力を得て、学務部学生支援課が行う。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 23 日規則第 118 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 24 日規則第 94 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 10 月 3 日規則第 53 号)

この規則は、令和 4 年 10 月 3 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。